平成29年2月15日開会

平成29年2月徳島県議会定例会議案 (その3)

			目 次	
第	52	号	平成28年度徳島県一般会計補正予算(第5号)	· 1頁
第	53	号	平成28年度徳島県用度事業特別会計補正予算(第1号)	19
第	54	号	平成28年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算(第1号)	· 21
第	55	号	平成28年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算(第1号)	23
第	56	号	平成28年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算(第1号)	25
第	57	号	平成28年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算(第1号)	27
第	58	号	平成28年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算(第1号)	29
第	59	号	平成28年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算(第1号)	· 31
第	60	号	平成28年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算(第1号)	33
第	61	号	平成28年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算(第2号)	35
第	62	号	平成28年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)	· 37
第	63	号	平成28年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算(第1号)	39
第	64	号	平成28年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算(第1号)	43
第	65	号	平成28年度徳島県証紙収入特別会計補正予算(第1号)	45
第	66	号	平成28年度徳島県公債管理特別会計補正予算(第1号)	47
第	67	号	平成28年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算(第1号)	49
第	68	号	平成28年度徳島県病院事業会計補正予算(第1号)	51
第	69	号	平成28年度徳島県電気事業会計補正予算(第1号)	55
第	70	号	平成28年度徳島県工業用水道事業会計補正予算(第2号)	57
第	71	号	平成28年度徳島県駐車場事業会計補正予算(第1号)	- 59

号

72

徳島県税条例等の一部改正について …… 61

第 52 号

平成28年度徳島県一般会計補正予算(第5号)

平成28年度徳島県一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24,408,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ486,788,313千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の変更は、「第5表地方債補正」による。

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歲入歲出予算補正

歳

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税		千円 77, 500, 000	千円 △2, 500, 000	千円 75, 000, 000
	1 県 民 税	28, 154, 718	△1, 300, 000	26, 854, 718
	3 地 方 消 費 税	12, 913, 049	△1, 200, 000	11, 713, 049
2 地方消費税清算金		27, 610, 407	△1, 859, 407	25, 751, 000
	1 地方消費税清算金	27, 610, 407	△1, 859, 407	25, 751, 000
3 地 方 譲 与 税		12, 500, 000	△546, 211	11, 953, 789
	1 地方法人特別讓与税	10, 788, 000	△492, 742	10, 295, 258
	2 地方揮発油讓与税	1, 613, 000	△45, 690	1, 567, 310
	3 石油ガス譲与税	95, 000	△6, 335	88, 665
	4 航空機燃料讓与税	4, 000	△1, 444	2, 556
4 地 方 特 例 交 付 金		135, 000	47, 276	182, 276
	1 地 方 特 例 交 付 金	135, 000	47, 276	182, 276
5 地 方 交 付 税		143, 200, 000	5, 900, 655	149, 100, 655
	1 地 方 交 付 税	143, 200, 000	5, 900, 655	149, 100, 655

7 分担金及び負担金		965, 309 △167, 755	3 797, 556
	1 分 担 金	420, 942 △92, 27	328, 671
	2 負 担 金	544, 367 △75, 48.	2 468, 885
8 使用料及び手数料		6, 315, 712 △239, 40-	6, 076, 308
	1 使 用 料	4, 668, 189 △135, 83:	5 4, 532, 354
	2 手 数 料	1, 647, 523 △103, 569	9 1, 543, 954
9 国 庫 支 出 金		67, 520, 153 △10, 991, 96	56, 528, 188
	1 国 庫 負 担 金	32, 857, 014 △6, 722, 43°	7 26, 134, 577
	2 国 庫 補 助 金	32, 912, 400	6 28, 804, 644
	3 委 託 金	1, 750, 739	2 1, 588, 967
10 財 産 収 入		2, 855, 855 524, 93	3, 380, 791
	1 財 産 運 用 収 入	595, 382 △152, 42	1 442, 961
	2 財 産 売 払 収 入	2, 260, 473 677, 35	7 2, 937, 830
11 寄 附 金		823, 150 59, 16	882, 316
	1 寄 附 金	823, 150 59, 16	882, 316
12 繰 入 金		84, 415, 749	80, 082, 983
	1 特 別 会 計 繰 入 金	64, 299, 552 △67, 98	64, 231, 567

15, 851, 416	△4, 264, 781	20, 116, 197	2 基 金 繰 入 金			
6, 819, 159	221, 044	6, 598, 115		金	越	13 繰
6, 819, 159	221, 044	6, 598, 115	1 繰 越 金			
16, 723, 292	△683, 071	17, 406, 363		入	収	14 諸
89, 710	△11,000	100, 710	1 延滞金,加算金及び過料等			
8, 221	△4, 956	13, 177	2 県 預 金 利 子			
4, 360, 627	△131, 942	4, 492, 569	4 貸付金元利収入			
816, 296	△125, 033	941, 329	5 受 託 事 業 収 入			
2, 427, 250	△758, 452	3, 185, 702	6 収 益 事 業 収 入			
205	△1, 784	1, 989	7 利子割精算金収入			
4, 970, 983	350, 096	4, 620, 887	8 雑 入			
53, 220, 000	△9, 841, 000	63, 061, 000		債		15 県
53, 220, 000	△9, 841, 000	63, 061, 000	1 県 債			
486, 788, 313	△24, 408, 500	511, 196, 813	合 計	入	歳	ر. زا

歳	出	
尿 又	田	

	į	款					項			補正前の額	補 正 額	計
1	議	会	費							千円 977, 578	千円 20, 260	千円 997, 838
				1	議		会		費	977, 578	20, 260	997, 838
2	総	務	費							32, 979, 459	882, 351	33, 861, 810
				1	総	務	管	理	費	16, 663, 010	2, 121, 316	18, 784, 326
				2	企		画		費	6, 202, 230	△170, 304	6, 031, 926
				3	徴		税		費	2, 493, 085	△31, 089	2, 461, 996
				4	市	町	村 振	興	費	2, 012, 666	△902, 594	1, 110, 072
				5	選		挙		費	498, 117	△52, 144	445, 973
				6	防		災		費	4, 483, 461	△88, 238	4, 395, 223
				7	統	計	調	查	費	314, 388	△4, 281	310, 107
				8	人	事	委 員	会	費	132, 010	3, 843	135, 853
				9	監	査	委	員	費	180, 492	5, 842	186, 334
3	民	生	費							63, 258, 360	△1, 682, 871	61, 575, 489
				1	社	会	福	祉	費	45, 947, 597	△1, 747, 657	44, 199, 940
				2	児	童	福	祉	費	11, 955, 785	150, 738	12, 106, 523

		3 生	活 保 護	費	5, 354, 978	△85, 952	5, 269, 026	
4 衛 生	費				26, 842, 272	△1, 435, 111	25, 407, 161	
		1 公	衆 衛 生	費	6, 127, 145	△469, 075	5, 658, 070	
		2 環	境 衛 生	費	3, 174, 743	△235, 085	2, 939, 658	
		3 保	健所	費	1, 355, 585	29, 345	1, 384, 930	
		4 医	薬	費	8, 522, 697	△700, 609	7, 822, 088	
		5 病	院 事 業	費	7, 662, 102	△59, 687	7, 602, 415	
5 労 働	費				5, 653, 471	△54, 547	5, 598, 924	
		1 労	政	費	4, 263, 116	△49, 818	4, 213, 298	
		2 職	業 訓 練	費	1, 279, 478	△2, 746	1, 276, 732	
		3 労	働 委 員 会	費	110, 877	△1, 983	108, 894	
6 農 林 水	産 業 費				36, 734, 091	△4, 107, 269	32, 626, 822	
		1 農	業	費	5, 388, 545	△464, 115	4, 924, 430	
		2 園	芸	費	1, 455, 708	332, 020	1, 787, 728	
		3 畜	産業	費	1, 424, 924	32, 320	1, 457, 244	
		4 農	地	費	12, 191, 702	△1, 961, 882	10, 229, 820	
		5 林	業	費	13, 556, 890	△1, 755, 866	11, 801, 024	

			6	水	産		業	費	2, 716, 322	△289, 746	2, 426, 576	
7 商	工	費							63, 820, 003	△46, 220	63, 773, 783	-
		-	1	商		業		費	58, 819, 630	△3, 125	58, 816, 505	_
			2	工	鉱		業	費	3, 433, 212	△56, 106	3, 377, 106	_
			3	観		光		費	1, 567, 161	13, 011	1, 580, 172	-
8 土	木	費							55, 196, 027	△5, 665, 703	49, 530, 324	-
			1	土	木	管	理	費	4, 245, 689	△430, 471	3, 815, 218	-
			2	道	路橋	ŋ	ょう	費	25, 312, 851	△2, 635, 572	22, 677, 279	
			3	河	JII	海	岸	費	16, 206, 920	△2, 173, 175	14, 033, 745	
			4	港		湾		費	3, 547, 254	△409, 448	3, 137, 806	
			5	都	市	計	画	費	3, 629, 406	△406, 036	3, 223, 370	
			6	住		宅		費	2, 253, 907	388, 999	2, 642, 906	
9	察	費							21, 290, 502	329, 971	21, 620, 473	
			1	敬 言	察	管	理	費	18, 862, 975	379, 192	19, 242, 167	
			2	鬱言	察	活	動	費	2, 427, 527	△49, 221	2, 378, 306	
10 教	育	費							86, 773, 690	△2, 641, 821	84, 131, 869	
			1	教	育	総	務	費	14, 408, 352	△444, 751	13, 963, 601	

	2 小 学 校 費	25, 904, 127	△817, 258	25, 086, 869
	3 中 学 校 費	15, 814, 277	△333, 787	15, 480, 490
	4 高 等 学 校 費	19, 807, 131	△700, 404	19, 106, 727
	5 特 別 支 援 学 校 費	7, 237, 605	△324, 731	6, 912, 874
	6 社 会 教 育 費	2, 380, 501	△4, 015	2, 376, 486
	7 保 健 体 育 費	1, 221, 697	△16, 875	1, 204, 822
長 復 旧 費		10, 357, 588	△7, 406, 203	2, 951, 385
	1 農林水産施設災害復旧費	1, 532, 393	△707, 108	825, 285
	2 土木施設災害復旧費	8, 725, 195	△6, 599, 095	2, 126, 100
	3 公用公共用施設災害復旧費	100,000	△100,000	0
債 費		78, 063, 348	△35, 539	78, 027, 809
	1 公 債 費	78, 063, 348	△35, 539	78, 027, 809
支 出 金		29, 100, 424	△2, 565, 798	26, 534, 626
	1 地方消費税清算金	12, 705, 385	△905, 385	11, 800, 000
	2 利 子 割 交 付 金	66, 133	23, 519	89, 652
	3 配 当 割 交 付 金	1, 125, 956	△477, 856	648, 100
	4 株式等譲渡所得割交付金	732, 438	△331, 454	400, 984
	債 費	3 中 学 校 費 4 高 等 学 校 費 5 特 別 支 援 学 校 費 6 社 会 教 育 費 7 保 健 体 育 費 1 農林水産施設災害復旧費 2 土 木 施 設 災害復旧費 3 公用公共用施設災害復旧費 1 公 債 費 支 出 金 1 地 方 消 費 税 清 算 金 2 利 子 割 交 付 金 3 配 当 割 交 付 金	3 中 学 校 費 15,814,277 4 高 等 学 校 費 19,807,131 5 特 別 支 接 学 校 費 7,237,605 6 社 会 教 育 費 2,380,501 7 保 健 体 育 費 1,221,697 1 農林水産施設災害復旧費 1,532,393 2 土 木施 設災害復旧費 8,725,195 3 公用公共用施設災害復旧費 100,000 債 費 78,063,348 1 公 債 費 78,063,348 支 出 金 29,100,424 1 地 方 消 費 税 消 算 金 12,705,385 2 利 子 割 交 付 金 66,133 3 配 当 割 交 付 金 1,125,956	3 中 学 校 費 15,814,277

			10 041 551		10.010.000
	5	地方消費税交付金	13, 841, 751	△931, 751	12, 910, 000
	6	ゴルフ場利用税交付金	187, 041	531	187, 572
	7	特別地方消費税交付金	100	△100	0
	8	自動車取得税交付金	441, 554	56, 698	498, 252
歳出	·	合 計	511, 196, 813	△24, 408, 500	486, 788, 313

第2表 継続費補正

1 変 更

	款			項		事	業	名		補	正	前	Ĵ			補	正	後		
						尹	未	石	総	額	年 度	年	割		総	額	年 度	年		額
8 土	木	費	2 道	路橋り	ょう費	出合架	大 橋設	上 部 工事 業	2	千円 2, 300, 000	25		500, ()00	1,	千円 895, 555	25		500	千円,000
											26		500,	000			26		500	, 000
											27		500,	000			27		500	, 000
											28		800,	000			28		395	, 555

第3表 繰越明許費補正

1 追 加

	款				Ŋ	頁			事	業	名	金	額
2 総	務	費	1	総	務	管	理	費	本庁舎等管理費				千円 59, 525

	2 企	画	費	企画調整費	43, 704
				情報化促進費	24, 726
				鉄道網整備促進費	13, 200
				航空対策費	439, 004
	6 防	災	費	防災対策指導費	88, 637
				航空消防防災体制運営費	2, 030, 400
3 民 生 費	1 社	会 福	祉 費	社会福祉施設整備事業費	234, 000
				老人福祉施設整備事業費	536, 214
	2 児	童 福	祉 費	児童健全育成対策費	18, 622
				一時保護所費	64, 439
				児童福祉施設整備事業費	610, 195
4 衛 生 費	1 公	衆衛	生 費	健康増進普及費	7,000
	2 環 :	境 衛	生 費	自然公園等施設整備事業費	91, 900
				廃棄物処理施設管理指導費	3, 149
				上水道施設整備管理指導費	148, 379
	4 医	薬	費	医療衛生費	1, 289, 236
6 農 林 水 産 業 費	1 農	業	費	農林水産総合技術支援センター運営費	21, 270

	2	袁		芸	費	農業生産総合対策等事業費	950, 221	
	3	畜	産	業	費	畜産環境対策費	546, 147	
	4	農		地	費	県営かんがい排水事業費	30, 600	
						団体営土地改良事業費	4, 800	
						県単独土地改良事業費	42, 124	
						基幹農道整備事業費	9, 180	
						広域営農団地農道整備事業費	277, 307	
						県営農道整備事業費	7, 140	
						中山間地域農村活性化総合整備事業費	69, 000	
						農業集落排水整備事業費	15, 000	
						経営体育成基盤整備事業費	150, 960	
						農業水利施設保全対策事業費	62, 220	
						農業水利施設保全合理化事業費	81, 600	
						基盤整備促進事業費	11, 550	
						耕地地すべり防止事業費	266, 730	
						湛水防除事業費	35, 700	
						老朽ため池等整備事業費	410, 040	
•						·		

	地盤沈下対策事業費	193, 800
	国営付帯県営農地防災事業費	596, 700
	震災対策農業水利施設整備事業費	94, 860
5 林 業 5	費森林整備加速化・林業飛躍事業費	200, 000
	木材需要拡大奨励費	70, 205
	林材業振興対策費	316, 997
	林業力倍增基盤整備促進事業費	552, 500
	森林環境保全整備事業費	738, 187
	森林基盤整備事業費	1, 070, 316
	治山事業費	673, 132
	林野地すべり防止事業費	64, 338
	災害関連緊急治山事業費	67, 096
	県単独治山事業費	4, 691
6 水 産 業	費 県管理漁港維持補修費	39, 474
	地域水産物供給基盤整備事業費	37, 060
	広域漁港整備事業費	165, 190
	水産物供給基盤機能保全事業費	171, 938

								水域環境保全創造事業費	192, 000	
								漁港海岸保全施設整備事業費	77, 970	
							•	県単独漁港漁場整備事業費	7, 000	
								水産基盤整備調査事業費	2, 538	
7 商	工	費	3	見	光		費	観光施設管理運営費	106, 380	
8 土	木	費	1 ±	上 木	管	理	費	土木調査事業費	6, 600	
			2 道	直路橋	Ŋ	ょう	費	道路関係市町村指導監督事務費	1, 500	
								高速自動車道対策事業費	25, 000	
								道路維持修繕費	787, 942	
								道路局部改良事業費	235, 956	
								路側整備事業費	200, 277	
								道路改築事業費	1, 175, 171	
								緊急地方道路整備事業費	7, 480, 851	
								交通安全対策事業費	138, 320	
								橋りょう修繕費	148, 175	
			3 淖	可川	海	岸	費	堰堤管理費	8, 000	
								河川海岸維持修繕費	308, 874	

河川特殊改良事業費	80, 000	
広域河川改修事業費	647, 798	
総合流域防災事業費	1, 392, 734	
地震・高潮対策河川事業費	751, 310	
堰堤改良事業費	71, 000	
河川管理施設長寿命化事業費	487, 700	
床上浸水対策特別緊急事業費	649, 000	
通常砂防事業費	327, 300	
地すべり対策事業費	529, 800	
急傾斜地崩壞対策事業費	347, 000	
県単独砂防事業費	31, 600	
砂防維持修繕費	21, 600	
県単独急傾斜地崩壊対策事業費	55, 477	
災害防止対策緊急事業費	99, 865	
海岸侵食対策事業費	166, 600	
津波・高潮危機管理対策緊急事業費	160, 900	
海岸堤防等老朽化対策緊急事業費	81, 300	

				Л	港		湾		費	港湾海岸施設維持補修費	218, 652	
				4	伦		仔		貝		218, 032	
										県単独港湾整備事業費	57, 500	
										港湾改修事業費	108, 520	
										港湾海岸保全施設整備事業費	269, 240	
										港湾環境整備事業費	6, 100	
										港湾補修事業費	114, 180	
				5	都	市	計	画	費	都市計画事業指導監督事務費	1, 400	
										街路事業費	10, 620	
										緊急地方道路整備事業費	527, 862	
										公園整備事業費	1, 114, 400	
										公園維持修繕費	13, 000	
				6	住		宅		費	県営住宅建設事業費	28, 589	
										建築物耐震化推進費	28, 345	
										住宅事業指導監督事務費	200	
9	敬言	察	費	1	敬言	察	管	理	費	警察署整備事業費	106, 116	
10	教	育	費	6	社	会	教	育	費	青少年教育費	7, 500	
										少年自然の家管理運営費	710	

								子ども科学館管理運営費	3, 246
11	災	害	復	旧	費	1	農林水産施設災害復旧費	過年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	37, 200
								現年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	21, 600
								現年発生災害林道復旧事業費	384, 000
						2	土木施設災害復旧費	現年発生治山施設災害復旧事業費	38, 948
								過年発生河川等施設災害復旧事業費	196, 000
								現年発生河川等施設災害復旧事業費	1, 120, 000
								過年発生港湾施設災害復旧事業費	11, 465
								市町村災害復旧事業監督事務費	4, 000

2 変 更

款	項	事	業	名		金			額	
办人	坦	→	未	1	補	正	前	補	正	後
3 民 生 費	2 児童福祉費	徳島学院費					千円 173, 000			千円 185, 000
6 農林水産業費	4 農 地 費	地籍調査費					42, 525			351, 075
10 教 育 費	4 高等学校費	高校施設整	備事業費				32, 555			1, 521, 011
	5 特別支援学校費	特別支援学	校施設整備事業	費			27, 566			54, 901

第4表 債務負担行為補正

1 追 加

事	項	期	間	限	度	額
とくしまブランドギャラリー開設業務委託契約		平 成 29	年 度		204,	500千円
国営那賀川総合農地防災事業に係る負担金		自 平成 至 平成	29 年 度 40 年 度		30,	190千円

第5表 地方債補正

1 変 更

	 起	債	<i>Ø</i>)	III	的	4.1	限	度		額	77.
				-	•	補	正	前 千円	補	正	後 千円
総務管	理事業							1, 355, 000			1, 264, 000
企画事	業							1, 409, 000			1, 396, 000
市町村	振 興 事 業							800, 000			30, 000
防災事	業							2, 137, 000			2, 130, 000
社会福	祉 事 業							60, 000			97, 000
児童福	祉 事 業							110, 000			115, 000
公衆衛	生事業							10, 000			6, 000
環境衛星	生事業							101, 000			60, 000

農地事業	2, 803, 000	2, 316, 000
林 業 治 山 事 業	2, 782, 000	1, 963, 000
水産事業	788, 000	693, 000
観光事業	128, 000	123, 000
道路橋りょう事業	9, 485, 000	8, 129, 000
河川海岸事業	7, 629, 000	6, 731, 000
港湾事業	1, 190, 000	793, 000
都市計画事業	1, 316, 000	1, 208, 000
住宅事業	57, 000	59, 000
警察関係事業	1,070,000	1, 021, 000
高等学校整備事業	1, 994, 000	1, 761, 000
特別支援学校整備事業	31,000	34, 000
土木施設災害復旧事業	3, 182, 000	814, 000
公用公共用施設災害復旧事業	93, 000	0
臨 時 財 政 対 策 債	22, 000, 000	19, 946, 000
計	63, 061, 000	53, 220, 000

第 53 号

平成28年度徳島県用度事業特別会計補正予算(第1号)

平成28年度徳島県用度事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ453,973千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ988,246千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額 補 正 額	計
1 用 度 事 業 収 入		千円 1,442,219	千円 988, 246
	1 財 産 収 入	200 △93	107
	2 繰 越 金	146, 519 △11, 159	135, 360
	3 諸 収 入	1, 295, 500 △442, 721	852, 779
歳	合 計	1, 442, 219 △453, 973	988, 246

歳	出
示义	íΤì

	款					;	項			補正前の額	補	正	額	計
1 用	度 事	業	費							千円 1,442,219			千円 \\453, 973	千円 988, 246
				1	用	度	事	業	費	1, 442, 219		_	△453, 973	988, 246
	歳	Н	1		合		計			1, 442, 219		_	△453, 973	988, 246

第 54 号 平成28年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算(第1号)

平成28年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ228,970千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歲入歲出予算補正

款			項		補正前の額	補	正 額	計
1 都市用水水源費	負担金収入				千円 228, 899		千円 71	千円 228, 970
		1 繰	入	金	194, 817		71	194, 888
歳	入	合	計		228, 899		71	228, 970

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 都市用水水源費負担金		千円 228, 899	千円 71	千円 228, 970
	2 正木ダム建設事業 市用水負担金	18, 914	71	18, 985
歳出	合 計	228, 899	71	228, 970

第 55 号 平成28年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算(第1号)

平成28年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205,226千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歲入歲出予算補正

款			項		補正前の額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福	祉資金収入				千円 215, 226	千円 △10,000	
		1 繰	越	金	108, 741	△10,000	98, 741
歳	入	合	計		215, 226	△10,000	205, 226

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 215, 226	千円 △10,000	千円 205, 226
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	215, 226	△10,000	205, 226
歳 出	合 計	215, 226	△10,000	205, 226

第 56 号 平成28年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算(第1号)

平成28年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,848千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,185,445千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

款		項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入			千円 124, 157, 597	千円 27,848	千円 124, 185, 445
	1 使 用	月料及び手数料	3,000	500	3, 500
	2 財	産 収 入	500	△500	0
	4 諸	収入	61, 937, 697	8, 618	61, 946, 315
	5 繰	越金		19, 230	19, 230
歳	合	計	124, 157, 597	27, 848	124, 185, 445

歳	Н	Ц
际 处		L

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 124, 157, 597	千円 27,848	千円 124, 185, 445
	1 中小企業・雇用対策事業費	124, 157, 597	27, 848	124, 185, 445
歳出	合 計	124, 157, 597	27, 848	124, 185, 445

第 57 号

平成28年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算(第1号)

平成28年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,729千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,675千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

款		項		補正前の額	補 正 額	計
1 農業改良資金収入				千円 27, 404	千円 △16, 729	千円 10, 675
	2 繰	越	金	23, 782	△16, 153	7, 629
	3 諸	収	入	3, 272	△576	2, 696
歳	合	計		27, 404	△16, 729	10, 675

歳	出
际 处	Щ

款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 農業改良資金貸付金		千円 27, 404	千円 △16, 729	千円 10, 675	
	1 農業改良資金貸付金	27, 404	△16, 729	10, 675	
歳 出	合 計	27, 404	△16, 729	10, 675	

第 58 号

平成28年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算(第1号)

平成28年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ86,851千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,455千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

款		項		補正前の額	補 正 額	計
1 林業改善資金収入				千円 102, 306	千円 △86, 851	千円 15, 455
	1 繰	入	金	2, 303	△1,851	452
	2 繰	越	金	88, 648	△85, 000	3, 648
歳	合	計		102, 306	△86, 851	15, 455

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 林業改善資金貸付	金	千円 102, 306	千円 △86, 851	千円 15, 455
	1 林業改善資金貸付金	102, 306	△86, 851	15, 455
歳 出	合 計	102, 306	△86, 851	15, 455

第 59 号 平成28年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算(第1号)

平成28年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,563千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213,206千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歲入歲出予算補正

款		項		補正前の額	補 正 額	計
1 県有林県行造林事業収入				千円 229, 769	千円 △16, 563	千円 213, 206
	1 財	産 収	入	114, 903	7, 073	121, 976
	2 繰	入	金	114, 551	△23, 439	91, 112
	3 繰	越	金	100	△92	8
	4 諸	収	入	215	△105	110
歳	合	計		229, 769	△16, 563	213, 206

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県有林県行造林事業費		千円 229, 769	千円 △16, 563	千円 213, 206
	1 県有林県行造林事業費	229, 769	△16, 563	213, 206
歳出	合 計	229, 769	△16, 563	213, 206

第 60 号 平成28年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算(第1号)

平成28年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63,311千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,755千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

款		項		補正前の額	補 正 額	計
1 沿岸漁業改善資金収入				千円 81,066	千円 △63, 311	千円 17, 755
	1 繰	入	金	1,064	△551	513
	2 繰	越	金	41, 580	△41, 580	0
	3 諸	収	入	38, 422	△21, 180	17, 242
歳	合	計		81,066	△63, 311	17, 755

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 81,066	千円 △63, 311	千円 17, 755
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	81, 066	△63, 311	17, 755
歳 出	合 計	81, 066	△63, 311	17, 755

第 61 号 平成28年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算(第 2 号)

平成28年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ221,694千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,709,393千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は,「第1表歳入歳出予算補正」による。 (繰越明許費)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

款		項				補正前の額	補	正額	計
1 公用地公共用地耳	取得事業収入					千円 2, 931, 087		千円 △221, 694	千円 2,709,393
		1 財	産	収	入	929, 944		△221, 694	708, 250
歳	入	合		計		2, 931, 087		△221, 694	2, 709, 393

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公用地公共用地取得事業費		千円 2,931,087	千円 △221, 694	千円 2, 709, 393
	1 公用地公共用地取得事業費	2, 915, 916	△209, 798	2, 706, 118
	2 土地開発基金積立金	15, 171	△11,896	3, 275
歳出	合 計	2, 931, 087	△221, 694	2, 709, 393

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金額
1 公用地公共用地取得事業費	1 公用地公共用地取得事業費	公用地公共用地取得事業費	千円 340, 900

第 62 号

平成28年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成28年度徳島県流域下水道事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ108,468千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,013,399千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。 (繰越明許費)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は,「第2表繰越明許費」による。 (地方債の補正)
- 第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業収入		千円 1, 121, 867	千円 △108, 468	千円 1,013,399
	1 分担金及び負担金	302, 449	△14, 263	288, 186
	2 国 庫 支 出 金	231, 000	△65, 054	165, 946
	3 繰 入 金	390, 418	△54, 151	336, 267
	4 県 債	198, 000	25, 000	223, 000

歳 入 合 計 1,121,867 △108,468 1,013,399

歳出

款		項		補正前の額	補	正 額	計
1 流域下水道	事業費			千円 1, 121, 867		千円 △108, 468	千円 1,013,399
		1 旧吉野川流域	(下水道事業費	1, 121, 867		△108, 468	1, 013, 399
歳	出	合	計	1, 121, 867		△108, 468	1, 013, 399

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金額
1 流域下水道事業費	1 旧吉野川流域下水道事業費	旧吉野川流域下水道建設事業費	千円 67,000

第3表 地方債補正

1 変 更

‡ 2	佳	σ	Ħ	ήŁι		限	B	芰	額	
بالم	俱	V)	Н	的	補	正	前	補	正	後
旧吉野川流域下	水道事業	4					千円 198, 000			千円 223, 000

第 63 号

平成28年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算(第1号)

平成28年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ566,754千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,754,901千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。 (繰越明許費)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は,「第2表繰越明許費」による。 (地方債の補正)
- 第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾等整備事業収入		千円 4, 321, 655	千円 △566, 754	千円 3,754,901
	1 使用料及び手数料	770, 098	△81	770, 017
	2 財 産 収 入	643, 886	△583, 918	59, 968
	4 諸 収 入	13, 671	2, 140	15, 811
	5 県 債	1, 944, 000	△18, 000	1, 926, 000

		6 繰	越	金		33, 105	33, 105	
歳	入	合	計		4, 321, 655	△566, 754	3, 754, 901	

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾等整備事業費		千円 4, 321, 655	千円 △566, 754	千円 3,754,901
	1 港湾等整備事業費	3, 665, 938	△23, 009	3, 642, 929
	2 徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業費	373, 374	△350, 481	22, 893
	4 空港周辺整備事業費	212, 343	△193, 264	19, 079
歳出	合 計	4, 321, 655	△566, 754	3, 754, 901

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	港湾施設小規模改良事業費	千円 3,000
	3 徳島小松島港津田地区 整 備 事 業 費	臨海土地造成事業費	11,000

第3表 地方債補正

1 変 更

	起	倩	σ	Ħ	的			限	厚	芰	額	
	<u>L</u>	貝	V)	Н	מט		補	正	前	補	正	後
徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業									千円 40,000			千円 22, 000
			計						1, 944, 000			1, 926, 000

第 64 号

平成28年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算(第1号)

平成28年度徳島県奨学金貸付金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ137,651千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184,278千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額 補正額 計
1 獎 学 金 収 入		千円 137,651 →137,651 184,278
	1 財 産 収 入	923 400 1, 323
	3 諸 収 入	190, 749 △138, 051 52, 698
歳	合 計	321, 929 △137, 651 184, 278

TE:	ய
歳	出

款	項	補正前の額 補正額 計
1 奨 学 金 貸 付 金		千円 千円 千円 321, 929 △137, 651 184, 278
	1 奨 学 金 貸 付 金	321, 929 \triangle 137, 651 184, 278
歳 出	合 計	321, 929 \triangle 137, 651 184, 278

第 65 号

平成28年度徳島県証紙収入特別会計補正予算(第1号)

平成28年度徳島県証紙収入特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134,575千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,312,575千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

款項							補正前の額	補	正	額	計		
1 証	紙	収	入						千円 3, 178, 000			千円 134, 575	千円 3, 312, 575
				1	証	紙	収	入	2, 471, 077			94, 409	2, 565, 486
				2	繰	į	戏	金	706, 923			40, 166	747, 089
	歳		入	,	合		計		3, 178, 000			134, 575	3, 312, 575

歳	出

	款					項				補正前の額	補	正	額	計
1 繰	出	金								千円 3, 178, 000			千円 134, 575	千円 3, 312, 575
			1 1	他	会	計	繰	出	金	3, 178, 000			134, 575	3, 312, 575
	歳	出	<u>{</u>				計			3, 178, 000			134, 575	3, 312, 575

第 66 号

平成28年度徳島県公債管理特別会計補正予算(第1号)

平成28年度徳島県公債管理特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,000,825千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114,017,175千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。 (地方債の補正)
- 第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

款		項		補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 管 理 収 入				千円 116, 018, 000	千円 △2, 000, 825	千円 114, 017, 175
	1 繰	入	金	67, 876, 000	△825	67, 875, 175
	2 県		債	48, 142, 000	△2, 000, 000	46, 142, 000
歳 入	合	計		116, 018, 000	△2, 000, 825	114, 017, 175

歳 出

	款			項		補正前の額	補	正 額	計
1 公	債	費				千円 116, 018, 000		千円 △2, 000, 825	千円 114, 017, 175
			1 公	債	費	116, 018, 000		△2, 000, 825	114, 017, 175
	歳	出	合	計		116, 018, 000		△2, 000, 825	114, 017, 175

第2表 地方債補正

1 変 更

±-	2	0	H	17/-1		限	度	Ę	額	
		V)	Н	的	補	正	前	補	正	後
借換債							千円 48, 142, 000			千円 46, 142, 000

第 67 号

平成28年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算(第1号)

平成28年度徳島県給与集中管理特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ879.869千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31.360.118千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 給 与 振 替 収 入		千円 30, 480, 249	千円 879, 869	千円 31, 360, 118
	1 給 与 振 替 収 入	30, 480, 249	879, 869	31, 360, 118
歳	合 計	30, 480, 249	879, 869	31, 360, 118

歳	出

	款			項		補正前の額	補]	額	計
1 給	与	費				千円 30, 480, 249		千円 879, 869	千円 31, 360, 118
			1 給	与	費	30, 480, 249		879, 869	31, 360, 118
	歳	出	合	計		30, 480, 249		879, 869	31, 360, 118

第 68 号

平成28年度徳島県病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成28年度徳島県病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成28年度徳島県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

						(補正前)	(補正後)
(2)	年	間	患	者	数		
		入			院	204, 765人	204,533人
		外			来	266, 571人	255, 499人
(3)	1	日 平	均力	患者	数		
		入			院	561人	560人
		外			来	1,097人	1,051人
		_ ,		,			

(4) 主要な建設改良事業

病院增改築工事費 3,769,446千円 3,707,743千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収	入		
第1款 病 院 事 業 収 益	21,784,689千円	679, 688千円	22, 464, 377千円
第1項 医 業 収 益	18, 196, 509千円	730,825千円	18,927,334千円
第2項 医 業 外 収 益	3,588,180千円	△51,137千円	3,537,043千円
支	出		
第1款 病 院 事 業 費 用	22,770,212千円	1,055,801千円	23,826,013千円
第1項 医 業 費 用	22,013,261千円	979, 324千円	22,992,585千円

 第2項 医 業 外 費 用
 756,951千円
 42,208千円
 799,159千円

 第3項 特 別 損 失
 34,269千円
 34,269千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,324,837千円」を「不足する額1,281,397千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,786千円及び過年度分損益勘定留保資金1,315,051千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,608千円及び過年度分損益勘定留保資金1,269,789千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)			(既決予定額)	(補正予定額)	
	収		入			
第1款 資 本	的 収	入		9, 239, 071千円	△31,036千円	9, 208, 035千円
第1項 企	業	債		4,511,000千円	△37,000千円	4,474,000千円
第2項 負	担	金		727, 302千円	△30,171千円	697, 131千円
第4項 補	助	金		769千円	36, 135千円	36,904千円
	支		出			
第1款 資 本	的 支	出		10,563,908千円	△74, 476千円	10, 489, 432千円
第1項 建 影	と 改 良	費		4,635,305千円	△74, 476千円	4,560,829千円
(企業債)						

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

1 変 更

#7	佳	<i>D</i>	Ħ	11/1		限	B	度	額	
起	俱	V)	Ħ	的	補	正	前	補	正	後
病院整備事業							千円 4,511,000			千円 4,474,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

 (科
 目)
 (既決予定額)
 (補正予定額)
 (計)

 (1) 職 員 給 与 費
 11,342,292千円
 395,943千円
 11,738,235千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 予算第9条中「4,820,000千円」を「5,500,000千円」に改める。

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 69 号

平成28年度徳島県電気事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成28年度徳島県電気事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成28年度徳島県電気事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(補正前) (補正後)

(1) 供給電力量 水力発電所 326, 100, 000 k W h 374, 789, 298 k W h

太陽光発電所 4,636,000 k W h 5,236,620 k W h

(2) 建設改良工事 既設設備改良工事 883,378千円 851,834千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)		(既決予定額)	(補正予定額)	
	収	入			
第1款 事	業 収 益		3,321,494千円	104,567千円	3,426,061千円
第1項	営 業 収 益		3, 292, 824千円	115, 459千円	3,408,283千円
第2項	財務 収益		21,177千円	△10,084千円	11,093千円
第3項	事 業 外 収 益		7,493千円	△808千円	6,685千円
	支	出			
第1款 事	業費用		3,033,796千円	△65,537千円	2,968,259千円
第1項	営 業 費 用		2,917,933千円	△118,933千円	2,799,000千円
第3項	事 業 外 費 用		110,851千円	53, 396千円	164, 247千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,310,441千円」を「不足する額1,279,119千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額65,380 千円、中小水力発電開発改良積立金578,957千円及び過年度分損益勘定留保資金666,104千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額113,382 千円、建設改良積立金322,000千円、中小水力発電開発改良積立金578,957千円及び過年度分損益勘定留保資金264,780千円」に改め、資本的収入及び支出の 予定額を次のとおり補正する。 (科 (計) (既決予定額) (補正予定額) 目) 収 入 78千円 第1款 資 本 的 収 入 472.937千円 473.015千円 第1項 固定資產売却代 783千円 78千円 861千円 支 出 第1款 資 本 的 支 出 1,783,378千円 △31,244千円 1,752,134千円 第1項建設改良費 883.378千円 △31.544千円 851.834千円 900,000千円 300千円 900,300千円 第2項 投 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(既決予定額) (補正予定額) (計) (科 目) (1) 職 員 給 与 費 1.058.246千円 △76.579千円 981.667千円

平成29年2月22日提出

飯泉 徳島県知事

第 70 号

平成28年度徳島県工業用水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成28年度徳島県工業用水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成28年度徳島県工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		(補正前)	(補正後)		(補正前)	(補正後)
(2)	年間総給水量	66, 546, 800 m³	66, 313, 030 m³	吉野川北岸工業用水道	38, 624, 300 m³	38, 534, 280 m³
				阿南工業用水道	27, 922, 500m³	27, 778, 750m³
(3)	1日平均給水量	182, 320m³	181, 679 m³	吉野川北岸工業用水道	105, 820m³	105, 573 m³
				阿南工業用水道	76, 500m³	76, 106 m³
(4)	建設改良工事			吉野川北岸工業用水道改良工事	748, 200千円	620,713千円
				阿南工業用水道改良工事	567, 359千円	331, 348千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	
収	入		
第1款 事 業 収 益	1,208,510千円	△6,214千円	1,202,296千円
第1項 営 業 収 益	1, 145, 399千円	△5,799千円	1,139,600千円
第2項 営 業 外 収 益	63, 111千円	△415千円	62,696千円
支	出		
第1款 事 業 費 用	1,110,161千円	△80,749千円	1,029,412千円
第1項 営 業 費 用	1,039,336千円	△76, 424千円	962, 912千円
第2項 営 業 外 費 用	70,825千円	△4,325千円	66,500千円
(資本的収入及び支出)			

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額595,368千円」を「不足する額84,270千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額96,520千円、減債積立金188,000千円及び過年度分損益勘定留保資金310,848千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額70,525千円及び減債積立金13,745千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	
	収	入		
第1款 資 本	的 収 入	909,003千円	147,600千円	1,056,603千円
第3項 補	助	金 9,000千円	147,600千円	156,600千円
	支	出		
第1款 資 本	的 支 出	1,504,371千円	△363, 498千円	1, 140, 873千円
第1項 建	設 改 良	費 1,315,559千円	△363, 498千円	952,061千円
(議会の議決を経	なければ流用する	らことのできない経費)		
第5条 予算第7条	とに定めた経費の	金額を次のとおり補正する。		
(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 約	字 費	226,865千円	△39, 321千円	187,544千円
(2) 交 際	費	15千円	△2千円	13千円

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 71 号

平成28年度徳島県駐車場事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成28年度徳島県駐車場事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成28年度徳島県駐車場事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(補下前)

(補正後)

(2) 建 設 改 良 工 事 既設設備改良工事

5.619千円 12.619千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入			
第1款 事	業 収 益		76,374千円	△419千円	75, 955千円
第2項 営	業外収益		1,341千円	△419千円	922千円
	支	出			
第1款 事	業費用		64, 357千円	△172千円	64, 185千円
第1項 営	業費用		64, 351千円	△172千円	64, 179千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額5,619千円」を「不足する額12,619千円」に、「過年度分損益勘定留保資金5,619千円」を「過年度分損益勘定留 保資金12.619千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支	出			
第1款 資 本 的 支 出		5,619千円	7,000千円	12,619千円
第1項 建 設 改 良 寶	男	5,619千円	7,000千円	12,619千円

					60	
平成29年2月22日提出						
	徳島県知事	飯	泉	嘉	門	

十八年三月三十一日一に改め、同項第二号中「平成十八年三月三十一日一を「平成二十年三月三十一日」に改め、附則第二十三項第三号中「充電機能付電力 |併用自動車||の下に「(以下「充電機能付電力併用自動車|という。)|を加え、同項第四号中「基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年度基準エネルギ - 消費効率 | に改め、「であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの | を削り、同項第五号中「除く | の下に「。 附則第二十五項第五号において同じ一を、「定めるもの一の下に「(以下「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)一を加え、附則第二十四項の表中第四項 第一号の頃から第四項第三号の項までを削り、附則中第三十六項を第三十八項とし、第三十五項を第三十七項とし、第三十四項を第三十六項とし、第三十三 頭の前の見出しを削り、同項を第三十五項とし、同項の前に見出しとして「(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る法人の県民院の特例)」を付 し、第三十二項を第三十四項とし、第二十九項から第三十一項までを二項ずつ繰り下げ、第二十八項の前の見出しを削り、同項を第三十項とし、同項の前に 見出しとして「(個人の均等割の税率の特例)」を付し、第二十七項を第二十九項とし、第二十六項を第二十八項とし、第二十五項を第二十七項とし、第二十

第四十条中「附刑第十二条の二の二一を「附則第十二条の二一に、「においては一を「には」に致める。

第二十条の二十四の二 法第七十三条の十四第十一項から第十三項までに規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

(家庭的保育事業の用に直接供する家屋等の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例に係る条例で定める割合)

第二十条の二十四の次に次の一条を加える。

第一条 徳島県祝条例(昭和二十五年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

(徳島県税条例の一部改正)

徳島県祝条例等の一部を改正する条例

談 長

平成二十九年二月二十二日提出

徳島県祝条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

徳島県税条例等の一部改正について

発力十二か

四項の次に次の二項を加える。

- れ同表の下欄に掲げる字句とする。 新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、附則第二十三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞまでの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に、次に掲げる自動車に対する第四十八条第一項から第四項までの規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日
 - 一 電気自動車
 - 二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので同号の総務省令で定めるもの法附則第十二条の三第五項第二号の総務省令で定めるものに適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二一天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で

 - もので同号の総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので同号の総務省令で定めるよって定める十二条の三第五項第四号に規定する平成三十年窒素酸化物排出許容限度(以下「平成三十年窒素酸化物排出許容限度」という。)の二分の一を超えない四 エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法附則第
 - られた排出ガス保安基準で法附則第十二条の三第五項第五号の総務省令で定めるものに適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するもの五、軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定め
- 祝に限り、附則第二十四項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。の自動車程に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車までの規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分出許容限度の四分の一を超えないもので同項の総務省令で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第四十八条第一項から第三項素酸化物排出計合限度の二分の一を超えないもので法附則第十二条の三第六項の総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出計算効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒

(過疎地域内における県税の課税免除に関する条例及び地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

- 第二条 次に掲げる条例の規定中「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に改める。
 - 一 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例(昭和四十五年徳島県条例第三十八号)第二条第三項

二 地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例(平成二十七年徳島県条例第四十八号)第二条第三項

温 宝

- ここの条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。
- までの自動車税については、なお従前の例による。 3 第一条の規定による改正後の徳島県税条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分

提案理由

る。これが、この条例案を提出する理由である。 地方税法の一部が改正され、自動車に係る環境への負荷の程度に応じた自動車税の税率の特例措置が見直されることに伴い、所要の整備を行う等の必要があ